

Ⅱ 学校運営

1 児童・生徒の就学状況

学齢児童・生徒の小・中学校への就学は、学校教育法により義務教育とされていて、その事務は区の教育委員会が行っています。令和7年度は区立小学校は22校、区立中学校は7校の設置となっています。なお、令和7年4月1日に第七中学校と第九中学校、第八中学校と第十一中学校を統合して、目黒南中学校と目黒西中学校を開校しました。

就学すべき学校は、通学区域に関する規則に従って、児童・生徒の住所により指定しています。なお、児童・生徒が健康上の理由や家庭の事情等で指定校以外の学校へ就学しようとする場合には、保護者からの申し出により、教育委員会が相当と認めるときには変更することもあります。

また、教育委員会では、平成15年4月に区立中学校へ入学する新一年生から「隣接中学校希望入学制度」を、平成17年4月に区立小学校へ入学する新一年生から「隣接小学校希望入学制度」を導入しました。なお、「隣接小学校希望入学制度」については、これまでの隣接学校希望入学制度の実施結果、児童・生徒数や学級数の将来推計及び平成29年度に実施したアンケート調査等を総合的に判断し、平成31年4月入学から当面の間「休止」することとしました。

小・中学校 児童・生徒数、教員数 (各年度5月1日現在)

	小 学 校				中 学 校			
	児童数	指数	教員数	指数	生徒数	指数	教員数	指数
令和3	10,231	100.0	547	100.0	2,787	100.0	205	100.0
4	10,232	100.0	552	100.9	2,835	101.7	200	97.6
5	10,167	99.4	556	101.6	2,830	101.5	200	97.6
6	10,152	99.2	560	102.4	2,857	102.5	208	101.5
7	10,138	99.0	574	104.9	2,783	99.9	188	91.7

※「指数」は、令和3年度を100.0(%)としたときの各年度の人数の割合

小学校 通常の学級 学校別・学年別、児童数、学級数 (令和7年5月1日現在)

小学校名	児童数							学級数						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
八雲	63	73	74	61	64	70	405	2	3	3	2	2	2	14
菅刈	50	61	51	54	51	51	318	2	2	2	2	2	2	12
下目黒	76	64	86	100	74	91	491	3	2	3	3	3	3	17
碑	93	109	106	103	97	99	607	3	4	4	3	3	3	20
中目黒	94	80	75	83	85	117	534	3	3	3	3	3	4	19
油面	93	60	96	75	92	86	502	3	2	3	3	3	3	17
大岡山	123	116	118	107	132	124	720	4	4	4	4	4	4	24
烏森	48	52	53	63	77	61	354	2	2	2	2	3	2	13
向原	42	40	44	55	45	55	281	2	2	2	2	2	2	12
五本木	59	50	52	59	67	58	345	2	2	2	2	2	2	12
鷹番	75	67	75	63	71	72	423	3	2	3	2	3	3	16
田道	52	56	71	61	79	54	373	2	2	2	2	3	2	13
月光原	59	59	61	50	63	58	350	2	2	2	2	2	2	12
駒場	66	47	39	56	77	65	350	2	2	2	2	3	2	13
緑ヶ丘	47	30	36	34	44	35	226	2	1	2	1	2	1	9
原町	49	62	50	51	68	49	329	2	2	2	2	2	2	12
不動	108	105	108	133	128	121	703	4	3	4	4	4	4	23
上目黒	51	46	46	44	55	56	298	2	2	2	2	2	2	12
東根	107	106	128	98	126	124	689	4	4	4	3	4	4	23
中根	56	70	53	65	64	54	362	2	2	2	2	2	2	12
宮前	37	62	43	55	59	52	308	2	2	2	2	2	2	12
東山	156	167	187	180	169	164	1,023	5	5	6	6	5	5	32
合計	1,604	1,582	1,652	1,650	1,787	1,716	9,991	58	55	61	56	61	58	349

中学校 通常の学級 学校別・学年別、生徒数、学級数 (令和7年5月1日現在)

中学校名	生徒数				学級数			
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
第一	49	57	74	180	2	2	2	6
第十	99	144	139	382	3	4	4	11
東山	153	136	119	408	4	4	3	11
目黒中央	156	146	213	515	5	4	6	15
大鳥	153	185	172	510	5	5	5	15
目黒南	126	140	133	399	4	4	4	12
目黒西	99	103	118	320	3	3	3	9
合計	835	911	968	2,714	26	26	27	79

隣接中学校希望入学制度実施結果

(令和8年4月7日現在)

中学校名	受入人数	入				出				差引	入学者数
		申込者数	辞退等	国都私立 進学者	最終人数	申込者数	辞退等	国都私立 進学者	最終人数		
第一	35	11	3	2	6	23	2	17	4	2	55
第十	35	13	0	7	6	13	4	2	7	△ 1	129
東山	35	41	4	27	10	20	5	6	9	1	119
目黒中央	【注】	48	7	24	17	42	5	17	20	△ 3	195
大鳥	【注】	26	2	9	15	30	6	13	11	4	191
目黒南	35	7	2	2	3	34	3	14	17	△14	146
目黒西	35	36	7	10	19	20	0	12	8	11	112
計		182	25	81	76	182	25	81	76	0	947

【注】目黒中央中学校及び大鳥中学校については、2月以降、学区内の入学状況等を踏まえて可能な範囲で受け入れを行うこととし、申込段階では目黒中央中学校は15～35人、大鳥中学校は30人程度の受入人数としていました。

*対象者数 2,085人<令和7年9月1日現在の小学6年生の人数>

*申込者数 176人<申込率 8.4%(申込者数/対象者数)>

*最終人数 76人<申込率 3.6%(最終人数/対象者数)>

小学校特別支援学級 学級別・学年別、児童数、学級数

(令和7年5月1日現在)

設置校名	障害種別	児童数							学級数
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
八雲(3くみ)	知的障害	6	5	7	6	6	5	35	5
菅刈(あすなろ学級)	知的障害	10	7	5	4	7	2	35	5
碑(4くみ)	知的障害	9	7	6	3	4	1	30	4
鷹番(つくし学級)	知的障害	3	5	4	2	4	6	24	3
油面(わかたけ学級)	肢体不自由	2	1	1	0	0	1	5	1
五本木(4組)	自閉症・情緒障害	5	6	1	1	5	0	18	3
東根 (きこえとことばの教室)	難聴※	0	1	1	0	3	0	5	1
	言語障害※	3	15	9	4	2	1	34	2

※は通級指導学級

中学校特別支援学級 学級別・学年別、生徒数、学級数 (令和7年5月1日現在)

設置校名	障害種別	生徒数				学級数
		1年	2年	3年	計	
大鳥(6組)	知的障害	14	5	9	28	4
目黒西 ^{アイ} (1組)	知的障害	8	5	8	21	3
大鳥(7組わかたけ)	肢体不自由	1	1	0	2	1
目黒中央(しいの木学級)	自閉症・情緒障害	6	4	8	18	3

小学校 拠点校特別支援教室別学年別利用児童数 (令和7年5月1日現在)

拠点校名	巡回する小学校	児童数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
中目黒(すずかけ)	下目黒、田道	6	6	14	10	15	11	62
五本木(ゆりのき)	鷹番、上目黒、烏森	5	9	9	15	16	9	63
原町(かしわのき)	碑、向原	6	6	15	11	14	12	64
不動(ゆずりは)	油面、月光原	7	10	18	12	15	7	69
中根(さくら)	大岡山、緑ヶ丘	9	9	9	11	3	8	49
宮前(はなみずき)	八雲、東根	5	8	14	7	5	5	44
東山(いちょう)	菅刈、駒場	13	8	9	21	20	15	86

※小学校の特別支援教室拠点校では、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害又はその傾向がある児童に対して巡回指導を行っています。

中学校 拠点校特別支援教室別学年別利用生徒数 (令和7年5月1日現在)

拠点校名	巡回する中学校	生徒数			
		1年	2年	3年	計
目黒南(スマイル)	第一、第十、東山、目黒中央、大鳥、目黒西	31	36	30	97

※中学校の特別支援教室拠点校では、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害又はその傾向がある生徒に対して巡回指導を行っています。

日本語国際学級 (令和7年5月1日現在)

設置校名	児童数	学級数
東根小学校	19	2

2 障害のある児童・生徒の就学

(1) 障害のある児童・生徒の就学・転学相談

障害のある児童・生徒の就学・転学については、その障害の種別と程度に応じ、学校教育法の定めによる学校や学級に就学することができます。東京都では特別支援学校（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・知的障害・病弱）を設置し、区では小・中学校に特別支援学級（知的障害、肢体不自由、自閉症・情緒障害）、特別支援教室を、小学校には難聴・言語障害通級指導学級を設置し、障害の状態等に応じた指導・支援を行っています。

これらの学級への就学等については、教育委員会事務局で就学相談等を行い、校長及び専門医等で構成する就学支援委員会等を開き、保護者と相談のうえ、学校、学級を決めています。就学相談の日程等は、区公式ウェブサイト等で毎年度お知らせしています。

就・転学等相談結果

	通常の学級	特別支援学級・特別支援教室	特別支援学校	就学猶予免除	その他	計
小学校	33 (3)	193 (115)	20 (2)	0	26 (21)	272 (141)
中学校	9 (1)	52 (27)	4 (2)	0	8 (8)	73 (38)
合 計	42 (4)	245 (142)	24 (4)	0	34 (29)	345 (179)

※「通常の学級」は特別支援教室を利用しなかった人数を含む。

() 内の人数は転学等の内数

「その他」は区外転出、私立学校への入学、就学相談取下げの人数

(2) 特別な支援を必要とする児童・生徒への支援

ア 定期巡回訪問・要請訪問

特別支援教育主任専門員（教育）と特別支援教育相談員（心理）が区立小・中学校を訪問し、通常の学級に在籍し、障害があるなど特別な支援を必要とする児童・生徒の実態を把握し、個に応じた学習方法や生活習慣が身に付くように学校に対して指導・助言を行っています。

定期巡回訪問は、前期・後期に各 1 回、区立小・中学校、幼稚園、こども園を巡回し、要請訪問は、学校・園からの要請に基づいて必要に応じて訪問しています。

定期巡回訪問

校 種	校・園数	対象人数
幼稚園・こども園	6	21
小学校	44	1,890
中学校	14	398
計	64	2,309

要請訪問

校 種	校・園数	対象人数
幼稚園・こども園	0	0
小学校	111	341
中学校	14	56
計	125	397

イ 特別支援教育に関する相談

障害があるなど特別な支援を必要とする児童・生徒の教育上の課題等について、特別支援教育主任専門員（教育）、特別支援教育相談員（心理）が来庁・電話相談に応じています。

ウ 特別支援教育支援員の配置

小・中学校 29 校（全校）で生活面及び学習面での指導に特別な配慮を要する児童・生徒 1,137 名に対し、348 名の特別支援教育支援員を 120,977 時間配置し、支援の充実を図りました。特別支援教育支援員の支援方法等の向上を図るため、講義動画による研修と集合による研修を各 1 回ずつ実施しました。

(3) 小学校就学前の幼児に関する相談

ア 就学相談員による就学前施設の訪問

就学相談員が、すすくのびのび園を訪問して、小学校への就学を予定している特別な支援が必要な幼児と保護者に対する巡回相談を行いました（52 名に対して、27 回訪問）。

イ 小学校就学前ガイダンスの実施

区立幼稚園・こども園、私立幼稚園、区立保育園、私立保育園、認証保育所の教職員・保護者を対象とした、小学校就学前ガイダンスを行いました（57 園の幼児 106 名に関して、延べ 76 回訪問）。

3 幼稚園・こども園

区立幼稚園は 1 園で 2 年保育を、区立こども園は 2 園で 3 年保育を行っています。入園は目黒区民であることを要件とし、11 月頃に申し込みを受け付けます。募集の詳細については、「めぐろ区報」やウェブサイト、ポスター等でお知らせします。

なお、みどりがおか幼稚園は平成 25 年 4 月に、げっこうはら幼稚園は平成 26 年 4 月に、認定こども園に移行しました。

園児数・教員数

（各年度 5 月 1 日現在）

	園児数	教員数
平成 28	245	15
29	243	15
30	244	17
令和 元	239	17
2	207	17
3	192	17
4	189	18
5	174	17
6	163	17
7	178	17

園別・歳児別園児数

（令和 7 年 5 月 1 日現在）

幼稚園名	4 歳児	5 歳児	計	学級数
ひがしやま	28	26	54	2

こども園名	区分	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
げっこうはら	短時間	12	16	12	40
	中時間	2	1	4	7
	長時間	3	5	5	13
	計	17	22	21	60
みどりがおか	短時間	13	16	14	43
	中時間	2	1	6	9
	長時間	3	4	5	12
	計	18	21	25	64
合 計		35	43	46	124

※クラス数は、3 歳・4 歳・5 歳とも各 1 クラス、合計 6 クラス

4 就学援助費・奨励費等給付状況

(1) 就学援助費

就学援助費は、経済的な理由により就学することが困難な学齢児童・生徒について、就学に必要な援助を行うことを目的とする制度です。この制度の対象は、生活保護法適用世帯及び児童福祉法適用世帯（要保護世帯）と、世帯の所得が生活保護法に定める生活費の需要額に対して 1.2 倍以下の世帯（準要保護世帯）で、保護者が教育委員会に申請し、該当世帯として認定されると、学用品費等の給付を受けることができます。

給付人数 1 人当たりの給付額

費 目 内 訳		学校 給食費	学用品 費	通学 用品費	入学 支度金費	校外 行事費	修学 旅行費	医療 費	校外 宿泊費	卒業記念 アルバム費	体育実技 用具費	部活動 費
		準	準	準	準	準	生・準	生・準	生・児・準	生・児・準	準	生・児・準
小 学 校	受給者数 (人)	21	538	444	100	538	96	0	188	93		
	給付額 (円)	23,762	16,039	3,056	59,970	1,641	1,354	0	7,255	17,000		
	合計額 (千円)	499	8,629	1,357	5,997	883	130	0	1,364	1,581		
中 学 校	受給者数 (人)	1	260	181	96	260	88	0	93	90	5	205
	給付額 (円)	15,000	32,292	3,923	67,000	3,077	79,875	0	22,183	10,200	5,200	1,229
	合計額 (千円)	15	8,396	710	6,432	800	7,029	0	2,063	918	26	252

※表中「生」は生活保護法適用世帯、「児」は児童福祉法適用世帯、「準」は準要保護世帯

※校外宿泊費は「自然宿泊体験教室」、「部活動合宿」、「独自宿泊事業」、「特別支援学級校外宿泊」

受給者受給者数、受給率、給付総額、1 人当たりの標準受給額

区分 年度		受給者数（受給率）		給付総額（千円）	1 人当たりの標準受給額 ()内は令和 2 年度を 100 とした指数
		要保護（％）	準要保護 (%)		
3	小学校	7 (0.07)	538 (5.25)	44,396	81,461 (100)
	中学校	18 (0.65)	328 (11.76)	47,187	136,379 (100)
4	小学校	7 (0.07)	517 (5.04)	43,697	83,391 (102)
	中学校	9 (0.32)	313 (11.02)	46,848	145,491 (107)
5	小学校	9 (0.09)	530 (5.21)	30,977	57,471 (70)
	中学校	11 (0.39)	291 (10.28)	35,901	118,877 (87)
6	小学校	9 (0.09)	524 (5.16)	18,883	35,428 (43)
	中学校	14 (0.49)	289 (10.10)	28,371	93,634 (68)
7	小学校	0 (0.00)	538 (5.30)	20,440	37,993 (47)
	中学校	17 (0.61)	260 (9.32)	26,641	96,177 (71)

※区立小・中学校は令和 5 年 10 月から学校給食費の保護者負担ゼロの取組を実施。

(2) 就学奨励費

就学奨励費は、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする制度です。この就学奨励事業の対象は、特別支援学級等児童・生徒の中で、世帯の所得が生活保護法に定める生活費の需要額の 2.5 倍未満の世帯です(通学費等は所得制限なし)。保護者が教育委員会に申請し、認定されると、通学費や学用品費等の給付を受けることができます。

給付状況

費 目 内 訳		学用品費 等	修学 旅行費	学校 給食費	通学費等	校外行事 ・宿泊費	職場体験 交通費	体育実技 用具費	給付額 総額 (千円)
小学校	受給者数 (人)	22	3	0	33	22			1,064
	給付額 (千円)	525	4	0	470	65			
中学校	受給者数 (人)	17	4	0	29	17	3	0	3,589
	給付額 (千円)	1,086	276	0	2,105	121	1	0	

※学用品費等には通学用品費及び新入学児童・生徒学用品費が、通学費等には通級交通費が含まれます。

5 学校運営費の執行

区立小・中学校の運営上必要とされる経費の大部分は、学校の児童・生徒数や学級数に応じて各学校に配付され、学校で直接、教材・教具の購入、修繕、印刷等の経費として執行されます。このほかに、全校に関わるもので一括処理した方がよいものや、年次計画を立てて計画的に整備するものについては、教育委員会事務局で執行しています。内容としては、児童・生徒の机、椅子等の教室の校具や光熱水費、電話料金等です。

6 学校・園評価

子ども・保護者・地域から信頼される学校を目指し、平成 15 年度から「保護者による学校評価」、平成 16 年度から「児童・生徒による学校評価」及び「地域の方による学校評価」、平成 18 年度からは、「教職員による学校評価」を実施しています。これらの保護者、児童・生徒、地域の方及び教職員による学校評価を「四者による学校評価アンケート」とし、自己評価のための資料に位置付け、学校評価の充実を図っています。また、平成 20 年度からは、各学校において「学校評価委員会」を設置し、学校の自己評価の妥当性や客観性を高めるとともに、次年度の教育課程の編成に生かしています。

令和 5 年度から各学校・園が結果を即座に集計・分析し、改善に向けた検討を進めることができるよう、全校・園でオンラインによるアンケートを実施しました。令和 6 年度は、回答者の負担軽減を図るため学校評価アンケートの設問内容や文言について、学識経験者（大学教授）を招聘し指導・助言を受けるとともに、教育委員会における「学校・園評価検討委員会」で検討を重ね、見直しました。令和 7 年度は児童・生徒質問項目・回答項目の一部を見直し、変更をしました。

7 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進

「地域とともにある学校づくり」を目指すため、令和 7 年度から区立小・中学校、幼稚園・こども園への学校運営協議会の設置を進めています。学校運営協議会は、法律に基づき教育委員会により任命された、保護者・地域住民・地域コーディネーター・学識経験者から構成される学校運営協議会委員が、一定の権限を持って学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことで、学校運営の基本方針の承認や、学校運営と学校運営に必要な支援や教職員の任用に関する意見をできるといった役割を持っています。

区では、令和 9 年度までに半数、令和 11 年度までに全区立学校・園に学校運営協議会を設置することを目標に掲げており、令和 7 年度には先行実施校として 3 校に学校運営協議会を設置しました。設置校では学校運営の基本的な方針の承認や、学校運営に必要な支援等についての協議がなされています。

また、幅広い層の地域住民・団体等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域コーディネーターが調整役となって地域と学校が相

互にパートナーとして連携・協働し行う様々な活動（地域学校協働活動）を一体的に推進しています。

学校運営協議会の設置状況 (単位：校)

学校 年度	小学校	中学校	幼稚園・ こども園	設置校
7	2	1	0	原町小、不動小、第一中
8	6	1	1	菅刈小、下目黒小、中目黒小、五本木小、月光原小、 中根小、東山中、げっこうはらこども園

8 学校評議員

地域に開かれた学校づくりを推進し、学校及び校長への支援体制をつくるため、平成 13 年度から学校評議員制度が設けられました。学校評議員は、校長の求めに応じ、学校の教育目標、学校運営や教育活動に関すること、地域との連携の進め方などについて意見を述べ、校長はその意見を参考に学校運営を行い、地域に根差した創意工夫ある学校づくりを進めています。

また、学校評議員は、学校評価における学校の自己評価の妥当性・客観性を高めるため、「目黒区小・中学校学校評価委員会」の構成員として、意見を述べる等の役割を担っています。

令和 7 年度は、小学校 95 名、中学校 28 名、幼稚園・こども園 14 名の学校評議員が教育委員会から委嘱されました。なお、令和 7 年度から原町小学校、不動小学校、第一中学校がコミュニティ・スクールとなり、これらの学校については、学校評議員は設置せず、学校運営協議会委員が任命されています。

9 不審者情報などの発信

学校生活や通学途中等における子どもの安全を守る一つ的手段として、保護者連絡システムを活用して、不審者情報などの防犯情報や光化学スモッグ注意報のお知らせなどを、区立小・中学校、幼稚園・こども園の保護者等に配信しました。

配信状況 (単位：件)

	不審者情報	お知らせ	その他事件・事故	計
教育委員会からの配信	26	204	2	232

10 AED（自動体外式除細動器）の設置

学校では児童・生徒の活動のほか、学校開放で多くの区民がスポーツ活動などを行っています。こうした活動中、心停止（心室細動）などの緊急事態発生に対応するため、平成 20 年度に全区立小・中学校等へ AED を設置しました。AED が有効に活用されるよう、教職員及び中学生を対象に普通救命講習会を実施しています。

設置施設：小学校（22 校）、中学校（7 校）、ひがしやま幼稚園、めぐろ学校サポートセンター、
興津自然学園、八ヶ岳林間学園

全ての AED に小児用電極パッド又は小児用キー、救急キット、蘇生用マウスピース、毛布を付属しています。

(事業開始：平成 20 年度)